

副市長（井田正一君）

審議会等の委員の選任に関する基本方針についてお答えをいたします。

この基本方針は、合併2年目の平成18年4月から運用を行っております。

多くの市民の方々に市政に参画いただき、開かれた市政を推進するため、幅広く人材を募る一方で、長期化による弊害をなくし、時代に即した多様な意見をより多く取り入れることを目的として、内規として、これまで運用をしてまいりました。

その内容でございますが、1人の委員は重複する件数を3件、同一審議会の通算任期はおおむね3期、10年以内などでございます。また、委員選任時の年齢につきましては、おおむね70歳未満、また、定数の定めのない委員会につきましては、おおむね10名以内とするということを基本原則としているところであり、参加していただいている委員の皆さんから多くの貴重な御提言をいただいているところであります。

この委員の選任に当たりましては、今申し上げたことを基本に、審議会の設置目的、あるいは専門性、委員の改選時期、こういったもの、それぞれの特長性がございますので、それらを考慮しながら適切な委員を選任してきたところでございます。